

V

計画改定にむけた アンケートのまとめ

1. アンケート実施概要

調査対象	・地域福祉関係団体（障害者関係、介護・高齢者関係、子育て関係、青少年関係、民生委員関係、ボランティア関係） 50 団体 ・個人（ボランティアサークル会員） 40 名
調査方法	・郵送、FAX等により配布・回収
調査時期	・平成 17 年 6 月 16 日から 7 月 15 日
回収状況	・団体：26 票（回収率 52.0%） ・個人：23 票（回収率 57.5%）

2. アンケート結果概要

◆墨田区(または身近な地域)を、どのようなまち(地域)にしていきたいか(夢や希望)

【 地域のつながり・コミュニティ 】

- ・お年寄りから子どもまで世代を超えた日常の交流のある、地域のコミュニティのつながりを中心とした、生活に潤いのあるまち。
- ・隣近所が朝夕のあいさつができるつきあいをしたい。
- ・少なくとも住んでいる地域では声をかけあって朝夕あいさつできるまち。
- ・下町のよさを活かし、近所の人との連携がより図ればよい。
- ・いい意味で隣人に興味をもつまち。
- ・コミュニケーション豊かなまち。
- ・アナログな人間同士のつながりのあるまちであってほしい。

【 環境・まちづくり 】

- ・人との関わり、物的なものの両面において安全なまちになればよい。
- ・緑豊かで歴史、文化を大切にしたい安全なまち。
- ・緑豊かで災害の時も逃げないですむ墨田区に。
- ・ポイ捨て、紙くずのない清潔なまちにしたい。
- ・様々な面でバリアフリーが進み、安心して生活できるようになればよい。
- ・タバコ公害のないまち。

- ・子どもが安心してまちなかで遊べるような地域。
- ・高齢者が安心して住めるまち、障害者や子どもも安全に暮らせるまちになってほしい。
- ・いつのまにか「ひったくり注意」「空き巣注意」など治安に不安を感じるまちになってしまった。安心して住める地域になってほしい。

【 だれもが暮らしやすい 】

- ・ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害をもつ人ももたない人もお年寄りも子どもたちも、かけがえのないひとりの人間として尊重され、バリアがない墨田区に。
- ・高齢者、障害者等、リスクをもった方々が住みやすい環境で、子どもたちが安心して生活できる区であってほしい。
- ・一人ひとりが大切にされ、すべての人が人間らしい生活ができるまち。
- ・障害者も健常者も過ごしやすいまち。
- ・障害がある方たちが住みやすいように地域の人たちみんなが考えるような、あたたかな地域になるとよい。
- ・だれもがごく普通の生活が当たり前に送れるようになること。

【 子ども・活気 】

- ・にぎやかな子どもたちがいっぱいいるまちにしたい。
- ・子どもの遊び声の聞こえる活気あるまちにしていきたい。
- ・活気のあるまちにしたい。老若男女がいきいきチャレンジできる場がほしい。
- ・若い夫婦が安心して子どもを生むことができる。
- ・下町らしさがあり、老若男女が行き交い、障害者も笑顔でまちに出かけられる。
- ・子どもが外で太陽を浴び、いっぱいの空気を吸って自由にのびのびと遊べるまち。

【 サービス 】

- ・0歳の子どものから高齢者まで、困ったことがあれば、それにすぐに対応できるサービスがあり、インフォメーションが行き届いて、どこでも相談できるような窓口がある。
- ・介護問題で疲れる人がいない地域。
- ・誰でも同じサービスを受けられるまちづくり。

◆地域で暮らす中で、身近に感じる心配ごと・課題
地域の福祉をより充実させるために、墨田区において課題になると思われること

【 地域に関すること 】

- ・ 地域の中でのつながりの希薄化。
- ・ 地元に関心のない人が増えているのが寂しい。特にごみ出しなど、ルールを守らない自分勝手な人が多いと思う。
- ・ 昔はお年寄りや中高年の方が子どもたちの世話をよくみてくれた。今は大人同士の交流が少ないため、お互い遠慮がありうまくいかないようである。
- ・ 地域住民の年齢、世帯構成が大きく変化しているが、地域行事等の運営体制が旧態のままであり、結果としてうまくいかない状況である。
- ・ 子ども会や町会等、人数は減っているのに昔ながらのやり方を変えようとしないので保護者の負担が大きくて大変。

【 住民の意識 】

- ・ 住民が守らなければならないマナーの普及、確立。
- ・ してはいけないことでも楽だから、と自己中心的に行動する人が多くなった。
- ・ ごみのポイ捨てや犬のふん等無責任な行動が目立つ。
- ・ タバコのポイ捨てや駐停車違反の車が多いこと。

【 新たな墨田区民の増加 】

- ・ 最近マンションが乱立し、住民が増えているが、電話も載せていない人が多くなっていて。今後、地域の中での把握、見守りが行き届かなくなる心配が大きい。町会とマンション住人との話しあいの中から協力を得られる方向が望ましい。
- ・ 墨田区はマンションが増えていて、地域の人や町会となじまないという声が聞かれる。

【 子育て・子育てに関すること 】

- ・ 子どもたちの心がすさんでいると感じさせる事件が多い。地域の中で、皆であたたかく育てていく必要性を感じる。
- ・ 今の区の方針では、子どもたちが忘れられがち。小中学生が墨田区のよさをもっと知って実感できる授業を願う。
- ・ 子どもたちの声が聞かれなくなって久しい。泣いたり笑ったり、路上で遊ぶ姿がない。

- ・ 区立、私立保育園の保育内容の違いが大きすぎる。また、兄弟が別々の保育園に通わなければならないような現状は、少子化に拍車をかけることになると思う。若い世代を増やすことに、もっと積極的に取り組んでいくべき。
- ・ 少子化でまちは老人ばかり、子どもや若者の姿が少ない。

【 高齢者・介護に関すること 】

- ・ 元気な高齢者を大事にしていかなければ、知恵と経験にもとづく文化の損失だと思う。
- ・ 遠くにいる親が調子を崩して介護に通っているが、引き取りたくても引き取れない。住居や施設の問題がある。
- ・ 高齢の両親が遠方で過ごしており遠距離介護となりそうなことが心配。
- ・ 老々介護や独居老人が多いのではないかと。そういった人たちをどうするか。
- ・ 高齢者が今まで暮らしていた地域で、最期まで暮らしていくことがなかなか難しい。何とか最期まで、希望通りの生き方をしてもらいたい。
- ・ 独居老人、高齢者世帯を狙った詐欺事件に心が痛む。権利擁護事業を十分に活用できないことも問題。

【 障害のある人に関すること 】

- ・ 障害者のどこが悪いのか教えてほしい。今は働いている人も多いのに平気で悪口をいわれる。
- ・ 聴覚障害者は他の障害と違い、コミュニケーションがうまくいかない。不便が不幸にならないようにしたい。
- ・ 障害者に対する防災対策などの対応の遅れ。

【 道路・交通に関すること 】

- ・ 通学路にも違法駐車が多く交通事故が心配。
- ・ 歩道が狭い、段差が多いなど、高齢者や障害者にとって危険が多い。
- ・ 駅周辺の放置自転車は追放されたが、その周辺には相変わらず置かれている。新しい街ができるとさらにひどくなるのではないかと。
- ・ 歩道が狭く、段差が多いため、車いすが通れない。歩道は歩道として使えるように。
- ・ 目の見えない人にとって点字ブロックは大切なのでこの上に物を乗せないことを特に希望する。
- ・ 歩道に面する家の方が植木で道幅を狭めていたり、人間味のあふれる、などという表現に隠れて、安全でないものが放置されている。

【 環境・まちづくりに関すること 】

- ・ 行政は色々な施設（ハコ物、場）をつくってくるが、仏つくって魂入れずの形がある。
- ・ 新しい大型店のため、古くからの商店が閉店しているのは切ない。
- ・ 隅田公園、特にひょうたん池と高速道路下のデッキを清掃していただきたい。

【 防災・防犯に関すること 】

- ・ 高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯が災害があった時、どう命を守るかが心配。
- ・ 地域で防災訓練をしているが、緊張感もなく、本当に役に立つのか疑問。
- ・ 老夫婦の生活なので、地震その他の災害時避難所が近くないと動けない。
- ・ 地震になったときなどの災害対策、高齢者の対応をどうするのか心配。
- ・ ひとりでマンション住まい、近隣にはほとんど顔見知りがない。災害時は孤独だと思ふ。

【 健康づくりに関すること 】

- ・ 喫煙の問題。子どもがいても平気でたばこを吸う人がまだまだ多い。
- ・ 高齢者の健康づくり。

【 福祉・サービスのあり方 】

- ・ 区の地域福祉計画や区の施策、あらゆる助成制度などの広報が少ない。
- ・ 色々な相談をどこにしているのか分からない人が多い。
- ・ 金銭面でかなりの負担をしないと、十分なサービスを受けることが難しくなっている。
- ・ 享受できる制度、サービスがあるのに、知らないことによって受けられないということがある。

◆夢の実現・課題の解決にむけて、どのような地域づくり、取り組みが必要であるか

【 福祉教育・福祉意識の啓発 】

- ・ 地域の生活課題を地域（住民主体）で解決できるような力をつけるためのしかけ・しくみづくり＝福祉教育。そのためには住民同士が知りあうこと、学びあうことが重要。
- ・ 区や社協が行っている福祉活動を区民全体にもっと知ってもらい、できる限り福祉に協力、参加してもらえよう、（町会単位で）方向づけてほしい。
- ・ 理解を深めてもらうための地域への啓発の推進。
- ・ 区民一人ひとりに地域に関心をもってもらうこと。
- ・ 区民全体が福祉ということを真剣に考えることが必要。
- ・ 弱者に積極的に手を貸し、声をかける子どもが増えるような教育をしてほしい。

【 地域のつながりの再構築 】

- ・ 町会、自治会といった地縁組織の再活性化。例えば、町会を法人化した上で、町会が運営主体の学童クラブや子育てひろばの設置など。
- ・ 地域活動（町会）等では若い人が入りにくい体質があるので改善したい。町会が変わらなければまちは変わらない。
- ・ 地域ぐるみの福祉にしていく必要がある。
- ・ 体調を崩したとき、隣近所に頼みにくくても、連絡すれば手助けをしてくれる制度があり、地域の担当者がいれば安心できる。

【 住民参加・交流のしくみづくり 】

- ・ 若い方が積極的に地域のことに関われる環境をつくれるとよい。
- ・ 「旗当番」などは、地域の元気な高齢者に参加してもらうなど、地域ぐるみでの対応。
- ・ 地域の人たち（福祉資源）をどう巻き込んでいくか。
- ・ 定年を迎え、お家にいらっしゃる方がひとりでも多く地域に顔を出すための取り組み。
- ・ 車の取り締まりにミニパトをウロウロさせるより、その人数で街中を歩いて歩道の自転車や目にあまる商品や植木などを注意すればよい。
- ・ 休みの時間を、家族・友人と有効に使える施設、空間、場所が必要。

【 地域のネットワーク 】

- ・福祉・保健・教育に関係する地域団体・組織の役割が非常に重要である。地域団体・組織を中心としたネットワークづくりを。
- ・各町会単位の見守りネットワーク。起こりうるすべての面を相談し、話しあい、縦・横の連携を密にして対処していけるシステムが必要。その上でその輪をだんだん広げ、区全体のネットをつくっていかねばと思う。
- ・行政だけで進めていくことは難しいので、ボランティア団体、福祉に携わる企業、組織と密なネットワークをもつことが必要。

【 課題解決のためのしくみづくり 】

- ・地域住民が地域の人に関心をもち、どのような人が住んでいて、どのような手助けを必要としているか、どのような社会資源が不足していて地域の住民として何ができるかなど、話しあえるような住民参加型のワークショップをつくる。
- ・行政が課題を提示した上で、住民も入れて話しあうべき。
- ・行政が何にどこまで応えられるのかを明示しないと、住民としてどのように取り組んでよいのか分からない。

【 相談・情報提供体制の整備 】

- ・区民への情報提供は行政の責務。誰がみてもわかりやすいパンフレット、区報、掲示などを利用して広報してほしい。
- ・情報不足を解消する対策の充実。
- ・高齢者・障害者施策、介護保険制度の周知徹底。あらゆる制度を活用できる相談窓口の必要性を感じる。
- ・区でどのようなサービスを行っているか、どのようなところに相談に行ったらよいのか分かりづらいので簡素化が必要。

【 人材の育成・サービスの質の向上 】

- ・区のサービス、施策などを上手にマネジメントする人が必要であり、さらにマネジメントする人たちが連携していけるネットワークづくりが必要。
- ・福祉に関わる人たちの質の統一が必要。それには官民そろっての教育に他ならない。
- ・生活を支える人的資源の確保。必要なサービスを適切にコーディネートできるケアマネジャーの育成。本人や家族の支援を行う自立生活支援センターの設置。
- ・墨田区の民度をあげるためには、公立保育園・学校の教員・指導者のレベルを上げ、幼少時からセンスをみがく教育をすべき。

【 子育て・子育て支援・教育 】

- ・福祉といえば高齢者、障害者、低所得者に重点が置かれていたが、今後はこれから育つ子ども、親、これから親になる人に福祉の目をむけてもよいのではないかと思う。
- ・子育てに関して、若い両親にもう少し実質的なヘルプをすべき。
- ・子どもを生まなければ損だといわれるような、子育て支援の国の援助の大幅な増額。子ども（人間）をつくる教育の充実。
- ・高齢化社会を担っていく子どもたちを地域ぐるみで育てる。よりよくきめ細かくケアをするということに、さらに真剣に取り組んでほしい。

【 障害者支援 】

- ・肢体不自由児者にとって、現在亀沢のぞみの家がすべて。他にもあってよいのでは。
- ・障害者が地域で生活するためには、高齢の親から離れてグループホーム等で生活が営めるよう、また、重度障害児にはミニ療護園など生活の場を確保してほしい。
- ・障害児者とその家族が安心して住める住宅建設。
- ・地域で一生涯安心して暮らせる施設を建設してほしい。生活寮では対応できない重度の人たちを含めた多機能型、地域開放型の入所施設を。
- ・障害児者の人権の確立と差別の撤廃。

【 高齢者支援 】

- ・高齢者は移動困難から閉じこもりがちになる。気軽に行ける場（サロンのなもの）が町内に1つ位の割合であってもよいと思う。そこから近隣がお互いに助けあえることを理想としていきたい。
- ・介護予防サービスによって要介護の出現率の低下につながることを期待しているが、高価なトレーニング機器に頼らず、どこでもできる予防策を増やしてほしい。
- ・地域ごとに予防教室の充実を図るために、専門家を育成し、指導者に困らないようにしていく。町会ごとに1人は置けるようにできるとよい。
- ・高齢者が働ける環境づくり。
- ・高齢者が閉じこもらないよう、誘い出すことが必要。
- ・行政中心で、介護関係事業者等と連携を図り、安否確認、避難所への誘導、その後のケアの方法など災害対策のプロジェクトをつくる。すぐに取り組むべき。

【 住まい・生活の場の整備 】

- ・高齢者向け住宅が墨田区には少ない気がする。高齢になってもある程度の負担はして、ある程度の水準、プライバシーも保てる生活ができたらと思う。

- ・高齢者向け住宅を増やしてほしい。土地の問題で難しいと思うが、区役所近辺など便利なところに高齢者向け施設があるとよい。

【 環境・まちづくり 】

- ・道路整備。安心して歩ける歩道の確保。
- ・狭い歩道に自転車の乗り入れを禁止してほしい。自転車が後ろからベルを鳴らしても耳が悪いと聞こえないので、歩行者と自転車は別にしてほしい。
- ・地域防災計画の早急な実施。高齢者、子どもの避難誘導訓練。
- ・防災訓練の強化。
- ・交番の巡回の数を増やしてほしい。見回りをもっとしてほしい。

【 既存施設の活用 】

- ・既存の建物を利用した効率のよい運用。例えば、公立小学校の余裕教室を使用した預かり保育つき私立幼稚園の新設。
- ・小学校の空室を併設の幼稚園、保育園などに活用してはどうか。

【 基盤整備のあり方 】

- ・福祉施設などの整備が地域によって差がある。各地域のサービスの量が平等になるよう調整してほしい。
- ・既存サービスの見直しを行い、地域ごとに、実情にあったサービスを設定すべき。

【 財源の確保 】

- ・何をやるにもまず資金。経済産業を振興し、税収を増やす方法を考える。あわせて、福祉税の導入も検討することが必要では。
- ・やる気、財源不足、区民の意識改革。これらを踏まえた上で、公平・公正、効率的に有限の区の資源を配分するしくみが必要。

【 ニーズの把握 】

- ・区民の声に耳を傾けてあらゆる世代の意識調査をし、区民の望むことをひとつずつ成就するよう取り組んでほしい。
- ・高齢者、障害者など、当事者の声を聞き、調整していくこと。
- ・他の自治体での取り組みについても情報収集をもっと行い参考にすべき。

◆区、地域の活動団体・機関、区民、事業者それぞれの役割や協働のあり方について

【 話しあいの場づくり 】

- ・顔合わせや意見交換のみでなく、具体的に実現可能な話しあいをもてたらよいと考えている。
- ・昨年、福祉課主催のまちづくり検討委員会が開かれたが、他の分野の人々との意見交換の重要性を感じた。
- ・それぞれの立場を主張する話しあいではなく、まず利用者の希望を聞き、その実現にむけて何ができるのかを検討しあえるような会合をもちたい。

【 連携について 】

- ・行政と携わる機関との密なしくみづくり。事業者の高い理念のもとでの活動に、じっくり取り組めるようお願いしたい。
- ・最期まで自分らしく尊厳をもって生きることができるよう、地域全体で取り組むことが必要。行政、医療、福祉、保健がばらばらに取り組むのではなく、住民を取り囲む状況を共通認識し、役割分担を明確にしながら、協力しあう体制づくりが求められる。
- ・学校、PTA、育成委員会、民生・児童委員、主任児童委員、保健所、児童相談所、保護司、自治会等すべてが連携、協力しあって解決にあたる。
- ・それぞれの職務に責任をもち、他の事業所や団体と連携していくことが大切。行政が取りまとめたり、つないでいく役割をすれば、スムーズにまとまるのではないか。

【 区のあり方・区に対する意見 】

- ・地域政府の執行機関として地域の実態を踏まえ、国や都に対して権限と財源のさらなる移譲を主張する姿勢がさらに求められる。
- ・区全体としてはっきりしたものをみんなでもってほしい。何でも担当者がいないと分からないでは困る。
- ・区ではボランティアの活用と言いながら、有効に活用できる職員がいるかといえば皆無である。まず、ボランティア団体の正確な実力把握からはじめたらどうか。
- ・行政は積極的に現場の実情を把握し、きちんとまとめていくこと。
- ・窓口を一本化してほしい。
- ・区民には立派な人がいて、それぞれ努力している。区はもっと福祉のために陰で努力している人やグループがあることに気づき、その活動が広がるよう協力してほしい。

VI

資料

1. 墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成5年12月21日 (招集)

5 墨厚第555号

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

(設置)

第1条 墨田区の福祉・保健分野の基本計画である墨田区地域福祉計画の推進及び改定に当たり、墨田区と福祉・保健・医療関係者とが協議するため、墨田区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第2条 推進協議会は、地域福祉に積極的に関与している個人、団体等の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員21人以内をもって構成する。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団及び社会福祉法人墨田区社会福祉協議会の職員には支給しない。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員の互選により定める。

3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、区長の求めに応じ、次の事項を協議し、その結果を報告する。

(1) 墨田区地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。

(2) 墨田区地域福祉計画の見直しに関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年2月18日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

墨田区地域福祉計画推進協議会委員名簿

区分	氏名	所属等	任期
会長	野原 健治	興望館館長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	道永 麻里	すみだ医師会会長	16. 4. 1～18. 3. 31
委員	熊谷 京一	向島歯科医師会会長	17. 4. 1～18. 3. 31
委員	光野 順一	墨田区薬剤師会副会長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	田中 三伊	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	16. 12. 1～18. 3. 31
委員	西山 恒八	墨田区障害者施策推進協議会会長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	加瀬 三郎	墨田区障害者団体連合会会長	同上
委員	高松 一治	墨田区老人クラブ連合会会長	同上
委員	柴田 光昭	墨田区はなみずき高齢者 在宅サービスセンター施設長	16. 4. 1～18. 3. 31
委員	海宝 雄次	墨田区社会福祉事業団事務局長	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	庄司 孝憲	墨田区社会福祉協議会事務局長	16. 4. 1～18. 3. 31
委員	伊藤ふみ子	建築士	16. 2. 18～18. 3. 31
委員	石鍋 光子	国際交流「すみだフレンドシップクラブ」	同上
委員	伊藤 林	個人ボランティア	同上
委員	大嶋 直美	手話サークル「すみだ」	同上
委員	小川 昭	ボランティアサークル連絡会	同上
委員	齊藤 宮子	点訳グループ「きつつき」	同上
委員	石山 秀紀	東京都江東高齢者就業相談所長	同上
委員	坂田 静子	墨田区福祉保健部長	同上
委員	松竹 耕治	墨田区高齢者福祉担当部長	17. 4. 1～18. 3. 31
委員	澤 節子	墨田区保健衛生担当部長	16. 2. 18～18. 3. 31

墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会委員名簿

区分	氏名	所属等
部会長	野原 健治	興望館館長
委員	柴田 光昭	墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター施設長
委員	志村 紀夫	すみだボランティアセンター所長
委員	伊藤ふみ子	建築士
委員	小川 昭	ボランティアサークル連絡会
委員	高山 一郎	墨田区厚生・児童課長
委員	井上 俊策	墨田区介護保険課長
委員	今泉 峰子	墨田区保健計画課長

2. 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日
5 墨厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、助役とする。

4 本部員は、収入役、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)
 第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則
 この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則
 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則
 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則
 この要綱は、平成17年5月1日から適用する。

[別 表]

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員	
企 画 経 営 室	企画・行政改革担当課長
総 務 部	総務課長
区 民 部	窓口課長
地 域 振 興 部	自治振興・女性課長
地 域 振 興 部 商 工 担 当	生活経済課長
地 域 振 興 部 環 境 担 当	リサイクル清掃課長
福 祉 保 健 部	厚生・児童課長、保護課長、子育て支援課長、障害者福祉課長
福祉保健部高齢者福祉担当	介護保険課長、高齢者福祉課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都 市 計 画 部	都市計画課長
都市計画部都市整備担当	都市整備課長、土木管理課長
教育委員会事務局	庶務課長、生涯学習課長
墨田区社会福祉事業団	管理課長

墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ構成員	
委員長	福祉保健部 厚生・児童課長
委 員	企 画 経 営 室 企画・行政改革担当主査、政策担当主査
	地 域 振 興 部 自治振興・女性課施設主査
	福 祉 保 健 部 厚生・児童課厚生主査、子育て支援課子育て支援主査 保護課管理主査、障害者福祉課障害者福祉主査
	高 齢 者 福 祉 担 当 介護保険課給付主査、高齢者福祉課高齢者支援主査
	保 健 衛 生 担 当 保健計画課保健計画主査
	都 市 計 画 部 都市計画課都市計画主査
	都 市 整 備 担 当 都市整備課事業推進主査
	教育委員会事務局 学務課学校事務・就学相談主査、生涯学習課生涯学習主査 (社) 墨田区社会福祉協議会経営・企画担当

3. 検討経過

■墨田区地域福祉計画推進協議会

第1回	平成17年5月20日(金) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画の改定について ・墨田区高齢者保健福祉総合計画の改定について
第2回	平成17年11月14日(月) 午後1時30分から3時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画及び墨田区高齢者保健福祉総合計画の改定「中間のまとめ(案)」について
第3回	平成18年2月21日(火) 午後2時から4時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画の改定について ・墨田区高齢者保健福祉総合計画の改定について

■墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会

第1回	平成17年6月15日(水) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会長選任 ・計画の将来目標と基本理念・基本方向等について ・協議会委員意見シートまとめについて ・計画改定にむけたアンケートについて
第2回	平成17年7月26日(火) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定にむけたアンケート結果について ・計画の将来目標と基本理念・基本方向等について
第3回	平成17年10月21日(金) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画の改定「中間のまとめ(案)」について
第4回	平成18年1月30日(月) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について ・墨田区地域福祉計画(後期)素案について

■墨田区地域福祉計画推進本部

第1回	平成17年11月10日(木) 午前11時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画、墨田区高齢者保健福祉総合計画、墨田区障害者行動計画等の改定(中間のまとめ)について ・墨田区地域福祉計画の進捗状況について
第2回	平成18年2月7日(火) 午前11時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について ・墨田区地域福祉計画(後期)素案について ほか

■墨田区地域福祉計画推進本部幹事会

第1回	平成17年10月27日(木) 午前10時から12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画、墨田区高齢者保健福祉総合計画、墨田区障害者行動計画等の改定（中間のまとめ）について ・墨田区地域福祉計画の進捗状況について
第2回	平成18年1月27日(金) 午後1時30分から3時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画（後期）中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について ・墨田区地域福祉計画（後期）素案について ほか

■墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ

第1回	平成17年5月30日(月) 午後2時から3時	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画の改定体制について ・計画改定の方向性について
第2回	平成17年10月19日(水) 午後3時から4時	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区地域福祉計画の改定（中間のまとめ）について ・墨田区地域福祉計画の進捗状況について

4. 用語解説

インフォーマルサービス

区などの公的機関や民間のサービス提供事業者が、法律や制度に基づいて提供するフォーマルサービス（制度的サービス）に対して、家族や友人、地域住民、ボランティアなどが非営利的に提供するサービスのこと。

NPO

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間団体の総称。

ケアマネジメント

利用者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえて必要なサービスを見極め、複数のサービスを組み合わせて、計画的に利用されるようにするためのしくみ。

協治（ガバナンス）

区民・地域・NPO・企業などと区が、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚しながら、対等の立場で協力し、地域の課題解決を図る社会のあり方。

グループホーム・ケアホーム

自宅で生活することが困難な人が、数人で共同で生活する場。小規模な家庭的雰囲気の中で、ケアや訓練等を受けることができ、地域での生活維持を可能とする。

シルバーピア

高齢者が安心して生活できるように設計された高齢者向け集合住宅。手すりや緊急通報装置などの高齢者に配慮した設備が設けられているほか、安否の確認、緊急時の対応などを行う生活援助員（ワーデン）が配置されている。

新予防給付

介護保険制度の見直しにより平成18年度から導入される介護予防サービス。平成17年度までの制度における要支援・要介護1の一部に該当し、状態の維持・改善の可能性のある軽度認定者は、平成18年度以降、要支援1・要支援2という判定区分となり、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防サービス（新予防給付）が提供されることになる。

生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒など、日頃の生活習慣が影響して発病する病気のこと。代表的な生活習慣病として、高血圧、動脈硬化による心臓病や脳卒中、糖尿病、がんなどがあげられる。

地域支援事業

介護保険制度の見直しにより平成18年度から導入される介護予防などの事業。要支援・要介護状態になるおそれのある人等の介護予防を推進する「介護予防事業」、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを推進する「包括的支援事業」などで構成され、財源の一部に第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料が充てられる。

地域包括支援センター

介護保険制度の見直しにより平成18年度から導入される。地域住民の保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担い、地域における総合的なケアマネジメントを行う中核機関として、地域支援事業の「包括的支援事業」にあたる、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施する。

地域密着型サービス

高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、身近な区市町村単位で提供されることが適当なサービス類型として、介護保険制度の見直しにより、平成 18 年度に創設されるサービス。①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の 6 つのサービスがある。

認知症

「痴呆」に替わる言葉。「痴呆」は侮辱的な表現であり、実態を正確にあらわすものではないため、早期発見・早期診断等の取り組みの支障となっていることから、「認知症」という言葉が使われるようになった。

ユニバーサルデザインとバリアフリー

ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、男性も女性も、障害のある人もない人も、あらゆる人が利用しやすいよう、はじめから考えてデザインするという考え方。すでにあるバリア（障壁）を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインは最初からバリアを生み出さないことを意味する。

ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期といった、生まれてからの各発達段階。段階ごとに固有の発達課題や生活課題がある。

墨田区地域福祉計画(後期)

～新たな福祉コミュニティの創造をめざして～

平成 18(2006)年 3 月

発行 墨田区
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
TEL(03)5608-6151 FAX(03)5608-6403

編集 墨田区福祉保健部
